

第3回 規制改革会議 会議終了後記者会見録

日時:平成20年9月12日(金) 16:58~17:50

場所:永田町合同庁舎 1階 第1共用会議室

○鈴木室参事 それでは、大変お待たせいたしました。今から記者会見を始めさせていただきます。私は、事務局の方で広報を担当しております鈴木と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

まず最初に、お手元の方にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

資料1「第3次答申に向けた取組方針(案)」。

資料2「規制改革会議検討体制」、A4版の1枚物になります。

資料3-1「平成19年度措置事項等で措置が不十分な項目についての規制改革会議の見解」。

資料3-2「平成20年度措置事項等のうち主なもの」。

資料4-1「規制改革会議意見書『原油高騰に耐え得る漁業への転換を』」。

資料4-2「規制改革会議意見書『決済ビジネスに対する規制に関する規制改革会議の見解』」。

以上、6種類の資料がお手元の方にあると思いますが、もし足りない等々がございましたら、今、言っただければ資料の方を準備させていただきます。大丈夫でございましょうか。

(「はい」と声あり)

○鈴木室参事 わかりました。それでは、本日の会議では、資料1にあります、年末にとりまとめる第3次答申に向けた審議の進め方について議論を行いまして、資料1の内容のとおり決議をいたしております。

ポイントは大きく2点ありまして、重点6分野と年末答申に向けた課題の明確化でございます。

それでは、議長より概要の方に関して御説明をさせていただきます。議長、よろしくお願ひします。

○草刈議長 議長の草刈でございます。

今日は、3月に3か年計画(改定)というものを閣議決定してもらって、その後、中間とりまとめというものを7月に出した。それらの中で、我々の年末答申に向けての問題意識というものを明確に表現させてもらっております。それをどういうふうにして、この年末答申、すなわち、第3次答申に向けて何をやっていこうかということでとりまとめたものがこの表であります。

これについては読んでいただければわかりますが、例えば、ページ2を見ていただきたいと思います。医療のところ、一番最初にこれまで我々がやってきたことの成果といいますか、進展のあったことをここにまとめてあります。

次のところが、我々の課題としてとらえているもの。引き続きの案件もたくさんあるわけです。

そういう形で、後でごらんをいただければいいと思いますが、1ページ目をごらんいただいたところで、四角く括弧で囲ってあるものがあります。例えば1のところで言うと、(1)の医療分野、(2)の保育というものです。農林水産業だと農林水産業分野。こういった形で四角でまとめてあるものが、これから重点的にやっていこうというテーマです。勿論、ほかの案件もいろいろございますので、それは粛々とやっていきますけれども、今の段階では、この6つが重点的に取り組むべ

きテーマだというのを全体で認識をしているということでございます。

それで、さっき司会の方から紹介がございましたけれども、資料3-1と3-2というものがございます。実は、これは何かといいますと、この3-1というものは、19年度措置ということが閣議決定されているので、だから、本当だったら19年度中にこれは全部措置していなければいけない。ところが、全然だめというものと、半分ぐらいしかやっていないというものといろいろありまして、とにかく、これはまだ不十分である、あるいは全然バツテンであるものが番号を振ってありますけれども、全部で21項目もあるんです。だから、19年度中でまだちゃんとやっていないものがこれだけある。

次に、20年度措置事項というものを、去年の年末答申と今年の3か年計画の閣議決定で、これも全部閣議決定をしているものです。したがって、まさに今年、これは措置をしなければいけないもの。これが何と137項目あります。ですから、これだけでも両方足すと158のアイテムがあるわけですので、これも当然、タスクの中に入っている大事な部分で、よくPDCAサイクルとありますが、そのPとDのところまで、Dというのは措置ということですから、それをやったんだけど、それができているかどうかというのをチェックするCという段階がまだできていないものがこれだというふうに了解をしておいていただければと思います。

その次に、資料2で新しい委員の検討体制といいますか、担当を書いております。基本的には前と変わっていないんですけども、松本委員が個人的な事情もございまして、辞任をされまして、新しく富山委員が入ってこられましたということで、富山委員の担当のところを四角く囲っております。1つは官業改革、もう一つは外資規制の問題を含め、金融、運輸関係。この辺をやっていたということになっています。

富山委員、今日は初めてですので、一言だけお願いをしたいと思います。

○富山委員 富山でございます。よろしくお願いいたします。

私は、もともと、この官業の担当ですけれども、去年の3月まで官業をやっております。私がやっていた官業は去年の3月に納税額を含めた800億円弱ぐらいの国庫納付をして、跡形もなく解散をいたしまして、スリム化したんですが、私が聞いたところによると、跡形もなく解散してスリム化した官業というのは2例目だったらしくて、1例目がたしか日本航空機製造ですか。これが事実上破綻状態で、事業の一部を三菱重工に移して解散したらしいんですが、黒字で解散した官業は産業再生機構が初めてで、どうやって解散したのかがよくわからないというので大変だったんですけども、そういうのを私自身経験しておりますので、是非とも、それに続いてスリム化するところがいっぱい出てきてしかるべしだと私は個人的に思っております。

あと、余計なことを言いますと、自由と不自由、既得権重視と取得権重視、人類史においてどちらが人間を幸せにするかは明々白々であります。したがって、私自身、規制というものは、人の自由と社会の公正さをエンカレッジする限りにおいて存在することが許されると思っておりますので、時代の流れがどうであろうか、政治の空気がどうであろうか、要は、それでも地球が回っているとだれかが言わないと世の中おかしくなりますので、そういったことを言う場所として、私としてこの会議は非常にふさわしい場所だと考えておりますので、微力ながら参加させていただ

て、まだ新参者ですのでなかなか力は発揮できないかと思いますが、できる限り皆さんのお手伝いをしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○草刈議長 どうもありがとうございました。それでは、事務局の方にバトンタッチします。

○鈴木室参事 続きまして、本日 15 時に公表いたしております 2 つの意見書に関して御説明申し上げたいと思っております。

まず、資料 4-1 「原油高騰に耐え得る漁業への転換を」は、農林水産業 T F の八田主査から御説明申し上げたいと思っております。

それでは、八田先生、よろしく願いいたします。

○八田議長代理 八田でございます。「原油高騰に耐え得る漁業への転換を」と題した資料 4-1 に基づいてお話しします。

先ごろ、政府が燃油高騰水産業界緊急対策というものを決定しました。その一番の柱になるのは、ある条件を満たした漁業者の場合には、燃料費の増加分の 9 割を国が負担するというものです。その分については、国が財政負担することによって痛みを和らげようというものなんです。

私どもの問題意識は、こういう短期のことはしょうがない点があるのかもしれないけれども、現在の日本の漁業においては、不必要に大量の燃料消費を促す規制が行われていることが最大の問題だということです。したがって、原油高騰への抜本的対策というのは、とにかく漁場において不必要に日本だけがたくさんの燃費を使うような規制を改めることだというのが、ここの主張です。

資料 4-1 では、魚の資源を抜本的に増やす手法としてこれまでずっと提案してきた I T Q 方式というものが、この燃料の節約には非常に役に立つということを申し上げております。

現在日本で採用している漁獲量の規制方式というのは、オリンピック方式というものです。これと対立して I T Q 方式というのはどういうものかを、2 ページ目の下に注として書いてあります。オリンピック方式は、早い者勝ち方式です。全体で獲れる量を規定して、そこまで全体で獲ったら全員やめるというものです。

燃料費は、スピードに依存していて、スピードが速いと非常に無駄にマイル当たりを使うことになる。これが適度なスピードであると、燃料費を 30% 節約できるということになります。しかし現在は、オリンピック方式で早い者勝ちですから、とにかく魚群に向かってまっしぐらに行く。そして急いで獲るということなんです。

したがって、オリンピック方式だと、燃費の良い落ち着いた獲り方というのは、なかなかできないんです。しかし IQ 方式や、我々が提案している I T Q 方式というものだとできる。IQ 方式は、魚種ごとに漁獲できる量を船に割り当てるわけです。したがって、ゆっくり 1 年間かけて獲ることができる。そうすると、慌てて急ぐ必要はない。IQ を前提として、更に分配された割当量を売り買いできるというのが I T Q というシステムです。これを採用することによって、燃料費を抜本的に節約できますから、そういうことを今こそ考えるべきではないかと思っております。

外国では、日本と同じように漁業の水揚げがどんどん減っていったというところが、この方式を採用することによって急激に漁獲量が増えていったという例が幾つもあります。アイスランドとかノルウェー、ニュージーランドというところがあります。

燃費のこと以外についても ITQ には大きなメリットがあります。どういうことかという、急いで獲るときには、どんな小さな魚でも獲らなければいけない。稚魚まで獲ってしまう。ところが、1年間ゆっくり獲れるということになると、大きい魚だけを獲る。キログラム当たり大きな魚は小さな魚の 20 倍ぐらい価値がありますから、そういうものだけを獲るということになる。それによって水産資源が守られる。従来、私どもは、このことを根拠に ITQ を元来主張してきたんですが、今回は、さらに、燃料の消費を節約するための抜本的な方法もあるということで意見書を提出しました。

以上です。

○鈴木室参事 続きまして、決済ビジネスに関して、金融TFの翁主査から御説明をお願いいたします。

○翁委員 資料4-2をごらんいただきたいと思います。

現在、決済ビジネスに関して、金融審議会の方で規制の在り方ということで議論されています。決済ビジネスといたしましてもいろいろございますが、例えばコンビニエンスストアとか宅急便とか、ポイントというのは例えばJALやANAなどを想像していただくといいのかなと思うんですけども、実態として、送金を扱う業者やポイントというのは、ポイント自体が交換されたりとか、そういういろいろな進化を遂げているんですが、そういうビジネス全体についてヒアリングが行われてきておまして、こういったところに何らかの規制が入るのではないかという懸念が事業者に広がっているわけがございます。

私どもとしては、そういった現状で2つのことを提言しております。

1つは、まず、銀行法の見直しの方が先なのではないかということでございます。これはどういうことかといいますと、従来、為替取引と言われる決済送金ビジネスというのは、本来銀行の固有業務ということになっていまして、為替取引をやるだけで銀行となる法律構成となっているわけです。本当は、ほかの諸外国、先進国でも、決済ビジネスだけでなく、信用創造、いわゆる貸し出しもするというのが銀行でございまして、アメリカなどでも送金をするだけですと、送金業ということで、銀行などと比較しても、極めて軽い規制でビジネスができています。

その結果として起きていることはどういうことかといいますと、2ページの注を見ていただくとおわかりのように、例えば日本の大手銀行で1万円を海外送金しようとする、手数料が8,000円ぐらいかかってしまうんです。

一方で、ウエスタン・ユニオンと呼ばれているアメリカの決済業者とスルガ銀行というところが契約しているんですけども、そこで1万円を送金しようすれば1,700円で済む。こんなにコストの高い手数料の差を、私たちは負担を強いられているという状況になっております。

また、為替取引というのも、昔は人手で非常にやっていたものですが、今や技術革新が起こって、リアルタイムで決済が行われるようになってきている。そういった意味で、環境が大きく変化していますので、そういった銀行法の為替取引業務の銀行独占自体を見直すべきではないかというのが第1の提言です。

言わば独占を解禁することによって、料金の引き下げとか、技術革新を促して、利用者の利便性

向上や金融市場の国際競争力強化を図ることが大事ではないかというのが1点目でございます。

2点目というのは、いろいろなビジネスがあるわけですが、全体として、そういった決済を担う事業者というのが、自主的に利用者の取引の安全性を確保する方向で考えていくことが必要で、画一的な規制というのは、例えば収納代行ビジネスとか、そういったことを考えても、関連ビジネスからの撤退とか、商品の縮小という大きな副作用が予想されますので、そういった画一的な規制を導入するべきではない。むしろ事業者が忠実にそういった安全性確保について取組み、利用者に対する注意を促す。どういうリスクがあるかということについて、きちんと利用者に開示していくといった環境を作っていくことこそが大事で、そういったインセンティブをそぎかねない一律の規制を課すべきではないということを提言しています。

特に決済の分野というのは、利用者のニーズに即して、事業者がいろいろな工夫をして、今まで発展してきているというところですので、そういったイノベーションを發揮できるような環境整備こそが大事であって、一律の規制を課するという方向にならないようにということで、こういった提言を出しております。

以上でございます。

○鈴木室参事 それでは、これから質疑応答に入らせていただきたいと思います。御質問のある方は、お願いいたします。

それでは、御質問がある方はどうぞ。

○記者 第3次答申に向けた取組方針の方なんですけれども、年末答申に向けての課題というところで挙げられていますが、これは今回初めて取り組まれるようなものがありましたら、どれがそれに当たるのか教えていただきたいと思います。

○草刈議長 今の御質問は、まず医療のところでは何か新しいものはありますか。

○松井委員 新しいというのは、何に対して新しいという御質問ですか。今まで全く取り上げていないけれども今度新しく取り上げる、という意味ですか。

○記者 そうですね。

○松井委員 ここに書いてあるのは、基本的には、今までの取組をチェックして、積み残しているものは再度確認しましょうという類のものです。

○草刈議長 保育も、特に今まで全然進んでいないものを進ませるだけの話です。

農林水産業などはありますね。

○八田議長代理 まず、6ページに「これまでの成果」がありまして、これは既に完了しています。7ページには、「年末答申に向けての課題」というものがありますが、いくつか例を挙げますと、最初に、「農地利用に関する参入規制の撤廃」があります。これは、株式会社が、農地を借りようとした場合に、今は農民から直接借りることはできず、市町村を通じて借りなければならないために、往々にして耕作放棄地みたいなどころしか割り当ててくれないということがありますが、これを直接借りられるようにしたり、自由化しようということです。前にもこれに似たことを言っているんですが、取れていないんです。

2番目は、株式会社が農業生産法人に入ろうとしても4分の1しかシェアを持つことができない

というものをもっと大幅に増やせるようにしようといったことです。

ここのものはどれも、今までも言ってきましたが、取れていなかったのですが、今度はこちらに注力をしようということでもあります。

水産は、先程ご説明したしたITQについては、だんだん理解が広まってきていると感じています。政治家の方たちも、水産資源が枯渇していく規則をそのままにしておくのは、おかしい、これをきちんとやることによって稚魚を育てて、みんなが得をする仕組みにすべきではないかというふうにおっしゃる方は多くなったと思います。これは、さっきの燃料のこともありますので、大いに力を入れたいと思います。

林業のことですが、林地の情報、例えばどこに路網があるとか、そういうような情報が、林業組合には開示されているけれども、ほかのところで手に入れようとするとな非常に大変です。このため、林地に関してさまざまな会社や経営者が自由に取引することがなかなかできない。

あと、補助金に関しても森林組合は非常に優遇されていて、森林組合が請け負わないと補助金が取れないというのがありますから、2番目の森林組合を優遇している制度を直して、普通の林業経営者とイコールフットイングにして、そういうものの参画を促したい。以上2点が林業の主なことです。

最後のところは大玉です。農協や漁協が金融業に対してちゃんとした区分経理もされていないし会計監査も入っていない。預金者は大変危険な状況に置かれている可能性があるわけです。ということは、信用部門で稼いだお金でもって、赤字の経済部門にどんどん流している可能性がある。こういうことをきちんと調べるべきではないか。信用事業をやっていない森林組合についても、作業班については会計分離をした上で、やはり公認会計士の監査を入れるべきではないか。

最後のところなどは、漁協、農協、森林組合、全部に共通していることですが、こういうことも今回やっていこうということです。

○草刈議長 ありがとうございます。

中条先生、運輸のタクシーとかについてお願いします。

○中条委員 今まで取り上げていなかったという意味が、いつから見ての今までということなのかがよくわからないんですけども、この前、皆さんの顔を拝見して以降、新たに上げたものは多分ないと思います。

ついでなので、タクシーについては公開討論会を9月29日にやる予定ですので、是非、皆さん御参加くださいませ。

以上でございます。

○草刈議長 それから、教育ですけども、今日は福井主査がおられませんけれども、この12ページに、これもずっと前からやっているもので、あえて新しいものというのは、12ページの「教育委員会制度の見直し等」というところで、例の大分の問題に端を発して、これをどうするかというもので、目安箱を作ってやるということで、これは皆さんに申し上げたとおりですが、これが新しいといえば新しいです。

ただ、いろんな案件がまだ解決されていない、山積しているのも、別に新しくなくてもどンドン

やっていくということです。

それから、次に安念先生で、R I A。これは新しいものですね。

○安念委員 この「規制の新設の際の事前評価・チェック機能の強化」という項目でございますが、これは全く新しいものです。実は、これは今年の経済財政改革の基本方針、いわゆる「骨太 2008」というものの中に入っている項目でございますして「『ムダ・ゼロ政府』を目指して」という文脈の下で、規制の新設の際の事前評価・チェック機能を強化する。具体的には「規制改革担当大臣を中心に具体案の検討を行い、平成 20 年末までに結論を得る」という文言が入っております、この関係で検討の具体案の作成の実務的な仕事を当会議がやれという宿題を頂いたものですので、その宿題を、今、やっている最中でございます。

ここで、その規制を新設する場合の事前チェックの絵を描かなければならないんですが、ここで規制とは何かという定義をしなければなりませんし、また、規制の新設のチェックを、どの機関が、どのような手続で行うのか。更に、そのチェックを行った結果をどのようにフィードバックするかということを検討しなければなりません。

更に、現在でも政策評価法に基づきまして、規制の事前評価という各省庁の自己評価が行われております。これとの関係をどのようにするのかについても考えなければいけません、現在、鋭意検討中でございます。

○草刈議長 ありがとうございます。この件は大変大事なところでして、例えば政治空白に乗じて、官庁がいろんな、いわゆる通知・通達行政とかというもので変なことをやろうとしている動きもあるんです。そういうものが出てきたときに、それが本当に正しいのかどうかという吟味をしなければいけないけれども、吟味なしにさっさとその通知・通達でやってしまうことがよくあるので、そういうことも含めてチェックができるような体制をつくらうということです。

それから、官業のところは、今、富山委員が入ってこられたので、もう一回、やり方をレビューしましょうということで、あえてここには書いてありません。

松井さん、何かありますか。

○松井委員 今、議長がおっしゃったように、間隙を縫ってとかどうかはわかりませんが、省令等々でいろんな規制を實際にかけようとしているんです。例えば医療で言いますと、インターネットで販売できる薬の範囲を狭める省令を出そうとしているわけです。今、その根拠等について議論している最中です。

これからの議論ではありますが、そういったものが年末に議題として取り上げられることは当然あり得る。現在進行形でいろんな問題が、何も医療に限らず、実際に出てきつつある。これを食い止める作業も、当然あって然るべしということでございます。

○鈴木室参事 ほかに質問はございますでしょうか。

○記者 新規項目が 1 件ということですが、これまでのものを引き続きやるのも非常に重要だと思っておりますが、新しい項目がなかなか上がらないというのはどういうふうに分かっているのかをお聞きしたいんです。

○草刈議長 お言葉ですけれども、新しい項目がそんなにたくさんある前に、さっきも言ったよう

に、百何十項目がまだ未措置になっているわけでしょう。ここに書いてあるものは全部そういうものです。だから、それすらできないのに、勿論、さっきから出ているように、新しいことが出てきたら、それに対して対処するというのはあるんですけども、例えば医療の中で混合診療などいっても、後退するけれども前に進まない。いわゆる官製市場のものはそういう案件ばかりです。だから、それをとにかく少しでも前へ進ませるのが一番大きな進展になるわけですし、それでは、新しいものばかり追いかければいいのかというと、そんなものではないと確信しております。

○鈴木室参事 よろしいでしょうか。

それでは、ほかに質問がございましたら、お願いいたします。

○記者 今日年末の答申に向けて議論を開始されたということだと思うんですけども、年末の答申に向けたスケジュール感みたいなものがあつたら教えていただきたいと思うんです。

○草刈議長 年末答申は御存じのとおり、いつも年末に答申をして、それを最大限尊重する旨の閣議決定をやってもらうわけです。ですから、今年は政治的な状況がいつもとは違うんですけども、我々は、それは全然とは言いませんけれども、それで左右に振り回されてもしょうがないわけで、粛々と、さっきからずっと申し上げているようなテーマについてやっていく。

それで、官庁との交渉を、やはり11月の頭から11月末にかけてやっていって、それで合意したものはいいし、合意できないものは当然、政治イシューにして、いつものとおりやる。ただ、そのときに政治の状況が少し変わっているかもしれないので、もし、それが年末までにできなければ、年末答申は以下きちっとやるけれども、その後、追加答申という形で大きな問題については3月までにやる。今はそういうつもりでいます。

○鈴木室参事 ほかに御質問等はございますでしょうか。

どうぞ。

○記者 資料4-1と4-2の原油高の漁業のことと、決済ビジネス。これは今日15時に出されたということですが、具体的には何か出されたというだけではなくて、与謝野大臣にこの内容を議長の方から提出されるとか、そういうことはやられたんでしょうか。

○草刈議長 言うまでもなく、大臣、副大臣等にお話をして、勿論、内容をチェックしてもらってゴー・アヘッドということですね。

○記者 そのほかに、関係大臣に議長の方から今回の見解の2つを関係大臣に会って出されたりとか、そういう御予定というのはあるんでしょうか。

○草刈議長 いつも、関係大臣とはこういう話は、見解を出して、それでもって関係省庁の人に来てもらって議論をするということはやっていますけれども、いきなり大臣ということではなくて、我々の方は総理の諮問機関ですから、総理のいわゆるオン・ビハーフで官房長官がいて、その下に規制改革担当大臣がいて、だから、担当大臣と議論をして、一致したことをまずきちっと出す。それで、必要に応じて関係の官庁の方と議論をしていく。あるいは世間に、これは別に世間といいますが、国民の皆さんにこういう考え方ですということをおわかっていただくためにやっているわけですから、そういうものをいろいろと、今日も是非、取り上げていただければ大変ありがたいと思うんですけども、我々の意見としていつも出している。その一環です。

○記者 わかりました。

○鈴木室参事 ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

○記者 この2件の意見書なんですけれども、このタイミングで出された理由とかというのは何かおありなんでしょうか。特に2件目のタイミングです。

○草刈議長 後で翁先生と有富さんも多少関係があるのかと思うので、その辺言っていたらいいと思うんですけども、本当は、もっと早く出したかったんです。だけれども、いきなり総理大臣が辞めてしまったり、そんなことがあってもっと早くやろうとしていたんだけど、議論をするところがなかなか設定できなくて、あえて言えば、本当は今週の頭ぐらいに出したかったんですけども、今日になってしまったというのが事務的な意味での、今日出したタイミングですけれども、あるいは今のタイミングでというのは、コメントがありましたら、どうぞ。

○翁委員 金融審での議論が始まりますので、今まではヒアリングだけだったんですけども、その前に見解を出しておきたいと思っております、もう少し早く出せばよかったんですが、8月、9月までには出したいと思っておりましたので、とりあえず当初のイメージよりはちょっと遅れましたが、議論が始まりましたところで出せたというそんな感じです。

○草刈議長 今日から、いわゆる金融審のワーキングというんでしょうか。その議論が始まるころだったので、そのぎりぎりのタイミングで出すということだけは辛うじてできたということです。

○有富委員 議長から御指名ですけれども、私は規制改革会議と一線を画して例の決済の規制は導入すべきではない、すなわち宅配で代引きというところ、荷物を渡してお金を集金するという行為を、金融庁は為替取引だから規制をしようと言っていることに対して反対をしているだけで、規制改革会議と基本的に一線を画しているということだけは、御理解いただきたい。

新しく規制をするということは、これからはあなたたちを既得権益者として、金融庁として面倒を見てあげるからねと言われているんだけど、それはほしくないでほしいと言っているわけで、このところをちゃんと理解してもらわないと、我が田に水を引くと思われると困るので、一線を画しているという意味です。

代引きサービスは22年も我々はやっていて、何の問題も起きていなかった。そこを何で網をかけて、参入業者を抑えるようなことをしなければいけないのか。なぜこんなことを言うかということ、時間をとってしまって済みません、昔の大蔵省は、いわゆる護送船団方式で銀行を規制業種として面倒を見ていたわけです。そのおかげで、銀行は普通の日には3時に閉まってしまうし、土日は開いていない。これは非常に使い勝手が悪かったわけです。そこで民間は、荷物を家庭まで持って行って、お金を集金してくるというサービスを、22年前からやっているわけです。

そういうことが規制業種にされるとできなくなってしまうわけです。そういうところに対して金融庁の人が、我々がサービスを提供することが良いとか悪いとか言われることは嫌だとしきりに言っているわけで、新しいライバルが出てきて競争になった方が消費者のためになると言っているだけなんです。ここはちょっと理解をしていただきたいと思います。

○鈴木室参事 よろしいでしょうか。ほかに質問の方はございますでしょうか。

○記者 取組方針の方に戻るんですけども、ここに6つの重点分野がありますけれども、第2次答申と比べて、重点分野というのはかなり変わっているのでしょうか。それともかなり重なっている部分が多いのでしょうか。

○草刈議長 第2次答申ですか。

○記者 それと比べて、重点分野自体は指定というか、決め方は。

○草刈議長 今までは特に重点分野というのは、明確にはしていなかったんです。それでこういう形ですとやってきまして、やはり、最近の経済状況等々を勘案したときに、やはりこの辺のところは、前に進めないといけないという意味で、6つ取り出したというだけで、例えば医療の問題もそうですし、保育の問題というの、少子化と大きな関係があったり、農業の問題というの、非常に食料安保とも関係して大事だとか、そういう観点から、それからR I A、その話もそうですけれども、そういう意味です。

ですから、別にほかのところは、皆さんそれぞれ主査がいて、ちゃんとやっていただけるわけですから、それをやめて、6つのところにわつと行くということではなくて、今回は、とりわけこの辺をハイライトしてやっていこうと、その程度の話です。

ですから、基本的には第2次答申でちゃんと決着が付いていないものを中心になることは事実ですけれども、それをもっと濃厚にやろうというのが、6つ重点と考えたところです。

○記者 確認すると、取組自体は重点分野だからといって、何か違うやり方があるとか、そういうことではないんですね。

○草刈議長 ですから、濃厚にというのは、例えば公開討論とかあるいはできれば大臣折衝とか、そういったようなことも含めて、とりわけ精力的にやっていくということですが、状況が変わってくれば、またこの辺も変わってくるかもしれないんですが、今のところは、こういうものが中心になるかなという理解をしていただければと思います。

○鈴木室参事 よろしいでしょうか。ほかに追加質問がございましたらよろしくお願いします。

○記者 話が全然変わるんですけども、自民党の総裁選についてなんですが、各候補者は、与謝野大臣を含めてなんですけれども、改革の痛みについて、皆さん言及して、いわゆる規制改革の立場からすると、逆風がより強まっているのではないかという印象を受けるんですが、この辺は、議長はどういうふうに受け止めていらっしゃるのか、ずばり言ってほしいんですが。

○草刈議長 なかなかずばり言いにくい問題でございますけれども、真面目な話をしますと、改革をやった痛みというのは、要するに参入規制を外す、既得権を持っている人から取り上げて、参入規制を撤廃して、それによって競争が起こるわけですね。例えばそういう形になるわけですから、そこでうまくいかなかった方々の問題というのは当然出てくると思います。

ですから、それに対して、いわゆるテークケアをしていくというのは、当然やらなければいけないことのわけです。ですから、それがやっていないから規制改革というのをやらない方がいいという理屈は全く本末転倒であって、体に例えれば、要するに体がよくなるというときに手術をしますね。痛くない手術なんてないですから、当然痛いところはきちんとテークケアをして、手当て

をしますね。そういうことは必ずやらなければいけないことだと私は思っております。

それと、要するにちょっとした痛みがあって、それに対して、ただ麻薬を打っていき、あるいは麻薬を渡して、これで痛くないようにしなさいよと、何の努力もしない人にとというのは、やはりおかしいだろうと。それとこれとは基本的に全然違う話で、もし、そういうことを緊急対策でやるのであれば、さっき八田先生から説明がありましたけれども、やはりそういう緊急対策をするときは、パッケージで構造改革をやっていく。そうしないと財源も何も出てこないじゃないですか。

ですから、そういうことをきちんとやらなければいけないわけで、ただ痛みがたくさん出ていて、だから改革をやめましょうというのは、そんなことをやっていたら、日本は全然成長もしなくなってしまうわけですから、そうすると原資はどこから出てくるのかという話になるわけですし、要するに痛みが伴う場合は、それを最小限に食い止めるという努力は当然しなければいけないと思えますけれども、それを逆手にとって改革をやめましょう、ストップさせようとか、規制を元に戻して、官庁の権限拡大を挽回してやろうとか、そういう話は全然関係ないと思っています。

どうぞ。

○八田議長代理 タクシーの件について、先ほど中条主査からおっしゃったように、今度、きちんとした公開討論があります。私自身の考えを述べさせて頂ければ、タクシー台数の規制緩和は、格差の縮小に大幅に貢献していると思います。

第1に、今、タクシーに頻繁にお乗りになる方はわかるけれども、運転手さんの中に、この5～6年の間に地方から来たという方は非常に多いです。地方の運転手さんの多くが大体年収200万円ぐらい。東京が400万円ぐらい、東京で台数が増えたから、地方の人が東京で働けるようになったため、所得格差は大幅に縮んだんです。向こうがどんどん来られるようになった。

第2に、本当に50歳代以上で始めましたという運転手さんが非常に多いです。これはほかの業種でリストラされたり、自分自身で経営してお辞めになった方が、きちんとした職に就けるとしたら、タクシーなんです。ここは台数が増えているから、多くの人が入ってこられた。

3番目に、これがすごいんですけれども、今、大体どこのタクシー会社でも65までが定年ですが、その後、嘱託といって非常勤で70過ぎまで働ける。正規職員が月12回勤務するのに、こういう人たちは8回勤務するんです。これは、勿論、健康状態をチェックするということはあるけれども、会社側は本当に労働者が足りない。台数が多いから運転手を欲しくてしょうがない。そういう人たちが70過ぎまで働けるという会社がほとんどです。年金も合わせてもらえるから、出勤日数は少なくとも月収は定年前より増える人が多いそうです。

私は、タクシーに乗るたびに、退職後のことを聞いているからわかるけれども、これがないところはない。これはみんなこの数年の間に可能になったんです。そんな職業は他にありますか。50過ぎて、ほかの職場から移ってきて働ける。しかも70過ぎまで健康ならば働ける。

最後に、これは数字の裏付けはいまのところないのですけれども、女性のタクシーの運転手さんが増えた。前は中年以降の女性だったら、仲居さんになるのが非常に多かったんですけれども、今はタクシーの運転手さんという、年収400万円の給料を取れる職業に就けるわけです。

以上は、すべて台数が増えたから可能になったことです。

これを損したのはどこかという、当然タクシー会社は、競争を強いられたために結構厳しいかもしれません。それから、昔から東京で働いていた人にとっては、もっと上がったはずの賃金が上がらなかったかもしれません。

しかし、格差というときに、どこを見るべきかという、一番低所得の人と平均所得の人を比較すべきです。台数の増加は、所得の最も低い人たちにも今まで閉じられていたチャンスが広がったということで、明らかに格差は是正したと思います。これは一例です。ほかにいろいろ雇用関係の法律についてもそういうことが言えると思います。いつも注目すべきは失業している人だとか、一番所得の低い人を見るべきで、その場合には大体規制改革というのは、その人たちの生活水準を上げていると思います。

以上です。

○鈴木室参事 ほかにございますでしょうか。

もし、ないようでしたら、若干予定時間をオーバーしておりますので。

それでは、追加質問もないようですので、これにて会見の方を終了したいと思います。

本日は、誠にどうもありがとうございました。